

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称	6%過酸化水素水
品番	86082
供給者の会社名	武藤化学株式会社
住所	東京都文京区本郷 2-10-7
電話番号	03-3814-5511
ファックス番号	03-3815-4832
電子メールアドレス	mutopop@mutokagaku.com
緊急連絡電話番号	03-3814-5511
推奨用途及び使用上の制限	検査・研究用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

区分に該当しない／分類できない

健康に対する有害性

皮膚腐食性/刺激性	: 区分 1
目に対する重篤な損傷及び刺激性	: 区分 1
発がん性	: 区分 2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 区分 2(呼吸器)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 区分 2(呼吸器)

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性)	: 区分 2
----------------	--------

注) 上記の GHS 分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「区分に該当しない」、又は「分類できない」に該当する。

GHS ラベル要

絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 重篤な眼の損傷 発がんのおそれの疑い 臓器の障害のおそれ(呼吸器)

長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害のおそれ(呼吸器)
水生生物に毒性

注意書き

安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は手など、ばく露箇所をよく洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急処置

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水/石鹸で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の診察/手当を受けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡する事。
ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
漏出物を回収すること。

保管

容器は遮光・密閉して保管すること。
冷蔵庫(2-10℃)に保管すること。(輸送時室温可能)

廃棄

内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

他の危険有害性

情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 ; 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		
			化審法	安衛法	CAS 番号
過酸化水素	6%	H2O2	1-419	既存	7722-84-1
精製水	残	H2O	-	-	7732-18-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

データなし

4. 応急処置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚（または髪）に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を多量の水/石鹼で洗うこと。直ちに医師に連絡すること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

吸入 : 咽頭痛、咳、めまい、頭痛、吐き気、息切れ。
皮膚 : 腐食性。白斑、発赤、皮膚熱傷、痛み。
眼 : 腐食性。発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷。
経口摂取 : 咽頭痛、腹痛、腹部膨満、吐き気、嘔吐。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

データなし

医師に対する特別な注意事項

データなし

5. 火災時の措置

適切な消火剤

水噴霧、二酸化炭素、泡、粉末消火剤、砂

使ってはならない消火剤

棒状放水

火災時の特有の危険有害性

火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

適切な自給式の呼吸器用保護具、眼や皮膚を保護する防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

全ての着火源を断つ。

危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。

低地から離れる。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

吸収剤（例：乾燥土、砂、不燃性布）で流出物を拭き取り、化学品廃棄容器に回収する。

大量の流出には盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて化学品廃棄容器に回収する。

回収した漏洩物は、後で産業廃棄物として適正に処分廃棄する。

二次災害の防止策

付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い 技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱い注意事項

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手など、ばく露箇所をよく洗うこと。

		この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
		環境への放出を避けること。
		保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	衛生対策	取扱い後は手など、ばく露箇所をよく洗うこと。
保管	安全な保管条件	容器は遮光・密閉して保管すること。
		冷蔵庫(2-10℃)に保管すること。(輸送時室温可能)
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

		許容濃度	
化学名	管理濃度	日本産衛学会	ACGIH
過酸化水素	未設定	未設定	TLV-TWA : 1ppm
設備対策	設備/装置全体を密閉化するか、又は局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設け、その位置を明確に表示する。		
保護具	呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。	
	手の保護具	適切な保護手袋を着用すること。	
	眼、顔面の保護具	適切な眼の保護具を着用すること。	
	皮膚及び身体の保護具	適切な保護衣を着用すること。	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态	
物理状態	: 液体
色	: 無色透明
臭い	: 刺激臭
融点/凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし
可燃性	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に可溶。
n-オクタール/水分配係数(log 値)	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び/又は相対密度	: データなし

相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし
その他データ	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 加温や光の影響により分解し、酸素を生じて火災の危険性を増大させる。
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 加温や光の影響により分解し、酸素を生じて火災の危険性を増大させる。
危険有害反応可能性	アンモニアと接すると爆発の危険がある。 炭素と接すると激しく分解し、支燃性ガス（酸素）を発生する。とくに金属が存在すると火災と爆発の危険を生じる。 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と激しく反応し、とくに金属が存在すると火災や爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	高温、光、加熱、混触危険物質との接触
混触危険物質	アンモニア、炭素、金属、酸化剤、可燃性物質、還元性物質
危険有害な分解生成物	酸素

11. 有害性情報

急性毒性(経口)

製品：区分に該当しない

【過酸化水素】本物質の 70%溶液を用いたラットの LD50 値として 2 件の報告がある。75mg/kg (EU-RAR (2003)、ECETOC Special Report (1996)) は区分 3 に、805mg/kg (EU-RAR (2003)、DFGOT vol. 26 (2011)、ECETOC Special Report (1996)) は区分 4 に該当し、両者に大きな差がある。しかし、EU-RAR (2003) では、75mg/kg の知見は Appendix の記載であり本文では引用されていない。したがって、75mg/kg の知見の重み付けは低いと判断し、危険性の低い区分を採用して区分 4 とした。なお、本調査で入手した DFGOT vol. 26 (2011) に記載のデータを追加し、本物質の 70%溶液のデータを用いて分類した。

急性毒性(経皮)

製品：区分に該当しない

【過酸化水素】本物質の 90%溶液を用いた LD50 値は 2 件の報告がある。ラットの LD50 値は約 3.5mL/kg (=約 5,000mg/kg) (EU-RAR (2003)) であり、区分外 (国連分類基準の区分 5) に該当する。ウサギの LD50 値は、690mg/kg (EU-RAR (2003)、DFGOT vol. 26 (2011)、ECETOC Special Report (1996)) であり、区分 3 に該当する。区分 3 と区分外の該当数が同じであるため、危険性の高い区分を採用し、区分 3 とした。なお、旧分類の根拠であるラット LD50 値 4,060mg/kg (EU-RAR (2003)) は試験物質濃度が不明であったため不採用とし、本調査で入手した DFGOT vol. 26 (2011) に記載のデータを追加し、本物質の 90%溶液のデータを用いて分類した。

急性毒性(吸入：気体)

製品：区分に該当しない

【過酸化水素】GHS の定義における液体である。

急性毒性(吸入：蒸気)

製品：区分に該当しない

【過酸化水素】本物質の蒸気を用いたラットの LC50 値(4 時間)2,000mg/m³(=1,438ppmV) (EU-RAR(2003)、DFGOT vol.26(2011)、ECETOC Special Report(1996))は区分3に該当する。本調査で入手した DFGOT vol.26(2011)に記載のデータを追加し、本物質の蒸気で実施されたとの記載から、ミストを含まないものとして ppmV を単位とする基準値を用いて分類した。

急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)

製品：区分に該当しない

【過酸化水素】本物質の 90%溶液のエアロゾルをマウスに、13,200mg/m³ を 10 分間ばく露(4 時間換算値：0.55mg/L)、11,800mg/m³ を 15 分間ばく露(4 時間換算値：0.74mg/L)した結果、いずれも 10 匹中 5 匹死亡した((EU-RAR(2003)、ECETOC Special Report 10(1996))との報告がある。さらにこの報告に基づいて、本物質の 90%溶液エアロゾルでのマウスの 2 時間ばく露での LC50 値は 920-2,000mg/m³(4 時間換算値：0.46-1.00mg/L) (DFGOT vol.26(2011))との報告がある。これらの LC50 値は区分2及び区分3に同数ずつ該当するので、LC50 値の最小値がある区分を採用し、区分2とした。なお、本調査で入手した DFGOT vol.26(2011)に記載のデータを追加し、本物質の 90%溶液のデータを用いて分類した。なお、4 時間換算の LC50 値が飽和蒸気圧濃度の 3.605mg/L より小さくなるが、エアロゾルで実施されたとの記載から、mg/L を単位とする基準値を適用した。

皮膚腐食性/刺激性

製品：区分1

【過酸化水素】本物質のウサギの皮膚に対する 3 分間、1 時間又は 4 時間の適用で、皮膚の全層におよぶ壊死、あるいは腐食性と記載されている(EU-RAR(2003)、ECETOC Special Report 10(1996))。さらに、本物質は皮膚腐食性物質であり、EU DSD 分類において「C ; R35」、EU CLP 分類において「Skin Corr. 1A H314」に分類されている。以上の情報に基づき、区分1とした。今回の調査で入手した EU DSD 分類及び EU CLP 分類を追加した。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性

製品：区分1

【過酸化水素】本物質は皮膚腐食性物質である。動物で重度の刺激性を有し、腐食性物質であるとの記載(ECETOC JACC(1993)、EU-RAR(2003))がある。以上の情報に基づき、区分1とした。

呼吸器感作性

製品：分類できない

【過酸化水素】データ不足のため分類できない。

皮膚感作性

製品：分類できない

【過酸化水素】モルモットでは 2 試験で陰性の成績(EU-RAR(2003)、ECETOC JACC(1993))があり、ヒトではパッチテストで多数の被験者が陰性であったと記載されている(EU-RAR(2003))。EU-RAR(2003)では、「過酸化水素貼付試験で陽性の報告例が 2 例あり、古い動物試験(結果は陰性)には不確かさがあり、また何十年にも及ぶ広範な職業的及び消費的使用についての知見があるが、過酸化水素の皮膚感作誘発能は極めて低く、分類基準に当てはまらないことは明白である。」と記述されている。しかし、ACGIH(7th, 2001)は、要約の中で本物質は感作性物質と推奨できる十分利用可能なデータはない、と結論しており、EU-RAR(2003)の結論とは差があるが、総合的に十分な証拠がないと判断し、ACGIH(7th, 2001)を採用して分類できない、とした。

生殖細胞変異原性

製品：分類できない

【過酸化水素】分類ガイダンスの改訂により「区分外」が選択できなくなったため、「分類できない」とした。すなわち、in vivo では、マウス骨髓細胞の小核試験 (EU-RAR(2003)、ECETOC-JACC(1993)) 及びラット骨髓細胞の染色体異常試験で陰性である (IARC 71(1999)、ECETOC-JACC(1993))。in vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞を用いる遺伝子突然変異試験、染色体異常試験で複数の陽性結果がある (IARC 71(1999))。本物質は in vitro 変異原と考えられているが、in vivo においては、本物質は変異原に分類されないと結論している (SIDS(1999)、EU-RAR(2003))。

発がん性

製品：区分 2

【過酸化水素】IARC(1999) でグループ 3、ACGIH(7th, 2001) で A3 と分類されている。ACGIH(7th, 2001) は、IARC(1999) によりレビューされた発がんデータに関して本物質の発がん性には限定的な証拠が存在することから、A3 としている。したがって新しい ACGIH の分類を採用し、区分 2 とした。分類ガイダンスの改訂により区分を変更した。

生殖毒性

製品：分類できない

【過酸化水素】データ不足のため分類できない。なお、ECETOC JACC(1993)でのラットを用いた経口(強制)経路での試験で、精子運動能への影響、雌の発情周期への影響、出産母動物数の減少及び出生児の体重減少がみられたとの報告は、記載が不十分であるため評価することができない。また、経口(飲水)経路で雄マウス、雄ウサギの精子への影響、雄の生殖能を調べた試験については、対照群を用いていない限定的な試験から確実な結論は出せない。したがって、分類できないとした。

なお、最も新しい評価書である EU-RAR(2003)では、限られた生殖毒性試験の結果から生殖機能に重大な障害は示されていないこと、マウスを用いた 90 日間反復毒性試験、マウス及びラットを用いた発がん性試験においても生殖器に有害影響はみられていないことから、生殖毒性物質でないとの判断がなされている。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

製品：区分 2(呼吸器)

【過酸化水素】動物(ラット、マウス)(EU-RAR(2003))及びヒト(ACGIH(7th, 2001))の吸入ばく露で、鼻、喉、気管への刺激性が報告されている。動物(ラット、マウス)ではいずれも区分 1 のガイダンス値の範囲内の用量(0.34-0.43mg/L)で、肺、気管の充血、肺水腫、肺気腫、肺うっ血の記載(EU-RAR(2003)、ECETOC Special Report 10(1996))がある。これらに基づき、区分 1(呼吸器)とした。ヒトで頭痛、めまい、振戦、痙攣、意識喪失、失神、及び脳梗塞の記載(ACGIH(7th, 2001)、EU-RAR(2003))があるが、これらの知見は詳細な情報がなく、腐食性物質の吸入による二次的あるいは非特異的症状と判断し採用しなかった。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

製品：区分 2(呼吸器)

【過酸化水素】イヌ及びラットにおける本物質の蒸気の吸入試験で、区分 1 のガイダンス値範囲内の濃度(0.005-0.01mg/L)で肺に線維化病巣が散見され、無気肺領域と気腫領域の混在(イヌ)、鼻腔上皮に壊死及び炎症、喉頭に細胞浸潤(ラット)を認めたとの記述(EU-RAR(2003))、ヒトにおいても鼻、喉に刺激性を示し、最悪のケースでは肺水腫を生じるリスクがあるとの記述(ECETOC JACC(1993))があることから、区分 1(呼吸器)とした。なお、旧

分類ではラット 100 日間経口投与試験結果を基に区分 2(血液)に分類されたが、区分 2 の用量範囲内での血液所見はヘマトクリット値及び血漿タンパクの減少と血漿カタラーゼ活性の低下のみで、「溶血」の記述はなく (EU-RAR(2003))、区分 2(血液)への分類を支持するのに十分な所見はないと判断し、今回の分類では削除した。

誤えん有害性

製品：分類できない

【過酸化水素】 データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)

製品：区分 2

【過酸化水素】藻類(ニッチア)による 72 時間 $EC_{50}=0.85\text{mg/L}$ (EU-RAR, 2003) であることから、区分 1 とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

製品：区分に該当しない

【過酸化水素】慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり (10-day window 基準を満たす「易分解性」(EU-RAR, 2003))、藻類(クロレラ)の 72 時間 $NOEC=0.1\text{mg/L}$ (EU-RAR, 2003) であることから、区分 2 となる。
慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、甲殻類(オオミジンコ)の 24 時間 $EC_{50}=2.3\text{mg/L}$ (EU-RAR, 2003) であるが、急速分解性があり (10-day window 基準を満たす「易分解性」(EU-RAR, 2003))、生物蓄積性が低いと推定される ($\log K_{ow}=-1.36$ (ICSC, 2000)) ことから、区分外となる。
以上の結果を比較すると、区分 2 となり、慢性毒性値が得られていることから本物質は継続的な環境への排出がある場合には、慢性毒性の懸念があることが示唆されるが、実環境中では速やかに分解されることが知られており、専門家判断により区分外とした。

残留性・分解性

【過酸化水素】急速分解性あり

生体蓄積性

【過酸化水素】 $\log K_{ow}=-1.36$

土壤中の移動性

【過酸化水素】データなし

オゾン層への有害性

【過酸化水素】モントリオール議定書の附属書に列記されていない

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

ADR/RID(陸上)

国連番号	-
品名(国連輸送名)	-
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	-
副次危険	-
容器等級	-
海洋汚染物質	-

IMDG(海上)

国連番号	-
品名(国連輸送名)	-
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	-
副次危険	-
容器等級	-
海洋汚染物質	-

MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

IATA(航空)

国連番号	-
品名(国連輸送名)	-
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	-
副次危険	-
容器等級	-
環境有害性	-

国内規制

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	消防法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。

その他(一般的)注意

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。

特別安全対策

緊急時応急措置指針番号

15. 適用法令

労働安全衛生法

危険物・酸化性の物

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条)

「過酸化水素-対象となる範囲(重量%) ≥ 1 」

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2)

「過酸化水素-対象となる範囲(重量%) ≥ 0.1 」

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準(濃度基準値設定物質)(規則第 577 条の 2 第 2 項)

「過酸化水素-八時間濃度基準値: 0.5ppm」(適用日: 2025 年 10 月 1 日)

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(規則第 594 条の 2)

「過酸化水素-裾切値(重量%): 1」(皮膚刺激性有害物質)(適用日: 令和 6 年 4 月 1 日)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)

非該当

毒物及び劇物取締法

非該当

労働基準法

疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1)「過酸化水素」

化審法

非該当

消防法

非該当

大気汚染防止法

非該当

水質汚濁防止法

指定物質(政令第 3 条の 3 第 4 号)「過酸化水素」

海洋汚染防止法

非該当

船舶安全法(危険物船舶運送及び貯蔵規則)

酸化性物質類・酸化性物質(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)

航空法

酸化性物質類・酸化性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

港則法

酸化性物質(法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示別表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

非該当

16. その他の情報

参考文献

化学物質管理促進法 PRTR・MSDS 対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法 MSDS 対象物質全データ	化学工業日報社
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
GHS 分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)
GHS モデル MSDS 情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用ください。